

令和5年 第4回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和5年6月26日(月) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	○	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	富田 高治	—
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	—	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	農業委員会委員の辞任の同意について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	小川 英一郎
	産業観光課主幹	鈴木 功
	農地調整担当主査	小島 春樹
	農地調整担当主事	益子 智渚
	農地調整担当主事	杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。

今回の会議に関しても、アルコール消毒の実施や換気などに注意をし、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、10名でございます。欠席委員は、4名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「1番 大島悟委員」と「2番 福澤邦夫委員」を指名します。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございます。それでは、1件目の案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、まず1件目についてご説明いたします。申請地は、字■■■地内の田3筆で、面積は合計1,909㎡でございます。申請者は建設業を営む法人で、譲渡人は宮代町、春日部市、加須市、東京都、千葉県にお住まいの合計6名です。転用目的は「橋の架け替え工事用地としての一時転用」になります。権利の種類については、「賃貸借権の設定」になります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご覧ください。

本申請の経緯ですが、申請者は宮代町に本社を置く建設業者で、埼玉県杉戸県土整備事務所発注工事による、■■■橋の架け替え工事を行うために、隣接する農地を一時転用により工事用地として使用したいとことから、今回の申請に至った次第です。

なお、転用期間は許可後8ヶ月間となっております。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■■のある通りに面した筆の一部です。公図で見ますと、このような形になります。本計画地を含め隣接する農地におきましては、株式会社■■■■が利用権設定により借り受けておりますが、耕作者としての同意を得ております。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。農地には敷き鉄板を敷き、農地への影響を最小限に抑えたいうで作業車両を配置する予定です。

現況については、こちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域に区分されます。一時転用のため、除外の必要はありませんが、本申請の事業計画を農用地区域内で行っても問題ないことを町の関係各課と確認を行い、適合証明を発行しております。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、まず1件目の案件についてご審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

事務局の方、■■■会長、■■■委員とで、現地を見て参りまして、特に問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2件目の案件について事務局説明願います。

(事務局)

2件目についてご説明いたします。

申請地は、字■■地内の畑1筆で面積は428㎡でございます。譲受人は、現在杉戸町内にお住まいの方です。譲渡人は、宮代町内にお住まいの方で、譲受人の父親に当たります。転用目的は「自己用住宅」です。権利の移転形態は、「使用貸借権」となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご覧ください。

本申請の経緯についてですが、譲受人は現在夫婦2人で居住しています。居住地の老朽化により生活面の不便を感じることや、自身の老後生活や、両親の介護生活を考えた時に、譲渡人である父親が住む近隣地である土地を譲り受けて住宅を建築することが望ましいと考え、今回の申請をするに至ったとのことです。

なお、こちらは令和5年2月15日付けで除外が認可されております。

申請地の位置については、「案内図」をご覧ください。■■■■の西側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。

続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。農地と隣接する部分については被害防除策として新設コンクリートブロックを設置します。排水については、道路側溝に放流する予定です。

現況については、こちらの写真のとおりです。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は「第1種農地」に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、2件目の案件についてご審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、■■■会長と■■■委員と事務局の方とともに現地を確認して参りました。先程の説明通り問題ありませんでした。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

他にご意見ありますでしょうか。

ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

(会長)

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第11号「農業委員会委員の辞任の同意について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

議案第11号「農業委員会委員の辞任の同意について」ご説明いたします。

令和5年6月12日付で■■■■委員から辞任願が提出されました。辞任の理由は「一身上の都合」ということでございますが、具体的には健康上の理由

ということでございます。

■■委員におかれましては、予てよりご自宅において療養を続けておりましたが、■■委員の奥様と息子さんからお話を伺ったところ、「今後の活動も困難であり、これ以上農業委員会の皆様にご迷惑をおかけすることはできない」とご本人がおっしゃられているとのことでした。

委員の辞任に関しましては、「農業委員会等に関する法律」第13条第1項におきまして、「委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」と規定されております。このことから、今回、農業委員会総会に議案として上程させていただき、同意を求めるものでございます。

なお、「町長の同意」につきましては、「6月14日付の決裁」にて同意を得ており、本総会におきまして委員の皆様による同意を得た場合には、それをもとに、町長へ答申書に本総会の議事録を添えて提出し、「町長の決裁日をもって辞任の日」という形となります。事務局からの説明は、以上でございます。

(会長)

ただいま事務局から説明がございました。この件に関しまして質疑はございませんか。それでは、議案第11号につきまして、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

(会長)

挙手全員ということですので議案第11号「農業委員会委員の辞任の同意」につきましては■■委員の辞任について同意することに決定をいたしました。なお、■■委員の辞任に伴う委員の補充に関しまして、事務局から説明をお願い申し上げます。

(事務局)

■■委員の辞任に伴います「委員の補充」につきましては、「宮代町農業委員会の委員選任に関する規則」第9条第1項におきまして、「農業委員会の委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、法令及びこの規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない」と規定されており、また、第2項において、「委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、速やかに委員を補充しなければならない」と規定されております。

法令等の規定上、農業委員が1名欠員するごとに即時補充をする必要というのではないのですが、今回の事案につきまして埼玉県農業会議へ相談させていた

だいたところ、「1名であっても、委員の欠員が生じることによって農業委員会の適切な事務や、これから本格化する地域計画の策定に向けた協議を進めていく上で農業委員会活動に支障がある場合には、委員を補充する必要があります」との助言をいただいたところでございます。

このようなことから「委員の補充」を行うこととさせていただきたいと存じます。

なお、「委員の募集」に関しましては、農業委員の改選時と同様に「農業委員の推薦・募集要領」を作成いたしまして、町ホームページ等で周知を行い、7月から28日間の募集期間を設けて募集を行っていくこととなります。

最終的には、9月開会予定の町議会での同意を得て、町長から任命されるという流れとなります。事務局からの説明は以上でございます。

(会長)

ただいま事務局から委員の補充に関しまして説明がございました。何かご質問はございませんか。ないようでございます。それでは委員の補充に関しましては事務局のほうで手続きを進めていただきたいと思います。

(会長)

続きまして、「報告事項」について、事務局報告お願い申し上げます。

(事務局)

今月は各種届出の締め日が6月12日となっております。12日までに4条届出が1件、5条届出が6件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項でございます。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和5年第4回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和5年6月26日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____